

武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策

令和4年2月

武蔵野市教育委員会

目 次

武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策の策定にあたって	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項.....	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念.....	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方.....	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処.....	5
(4) 教職員の資質の向上	6
(5) いじめの再発防止	6
(6) 保護者の役割	6
(7) 地域や家庭、関係機関との連携	6
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項.....	8
1 いじめの防止等のために市が実施する施策.....	8
(1) 市いじめ問題関係者連絡会の設置.....	8
(2) 市いじめ問題対策委員会の設置	8
(3) 市教育委員会として実施する施策.....	8
2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策	11
(1) 市立学校いじめ防止基本方針の策定.....	11
(2) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織.....	11
(3) 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置.....	12
3 重大事態への対処	15
(1) 市教育委員会又は学校による調査.....	15
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	17
第3 その他.....	19

武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策の策定にあたって

いじめは、その生命又は精神や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題である。また、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が平成 25 年 9 月に施行され、本市では、法 12 条に基づき、「武蔵野市いじめ防止基本方針」を平成 26 年 7 月に定めた。

本市では、「いじめ防止基本方針」を、いじめの問題を他人ごととせず、常に子どもたちが意識していくことができるようにするため、ポスターの形にし、啓発を図っている。子どもたちや学校へ来校した保護者・地域の方がいつでも見られるよう各学校に配付し掲示してきた。市のいじめ防止基本方針の掲示ポスターには、各学校で作成したいじめ防止の標語等を集約し、「子どもたちの願い」として盛り込んできた。

一方で、文部科学省では、平成 29 年 3 月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂されたり、東京都教育委員会では、平成 29 年度から 4 年間で計画期間とした「いじめ総合対策【第 2 次】」を策定したりするなど、改めて、いじめ防止等の取組の強化・徹底を図っているところである。

本市において、これまで重大事態等の深刻ないじめ問題は発生していない状況だが、冷やかしやからかい等のいじめの件数は、年々増加傾向にある。これは、各学校が、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめは誰にでもどこにでも起こりうることを認識し、早期発見、早期対応により解決を図っているためだと考える。

そこで、いじめ防止対策をより一層推進し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応をより実効性の高いものとする観点から、本市の基本方針を具現化する具体的方策を定めるものとする。

武蔵野市いじめ防止基本方針

武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、人権尊重の理念に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等に取り組めます。

1 いじめ防止に向けた連携

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、全ての子どもたちに関する問題です。子どもも大人も、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に認識し、学校、家庭、地域及び関係機関が連携していじめの防止等を推進します。

2 迅速・確実な組織的対応

子どもたちが、安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を組織的に行います。

3 健全育成と相談機能の充実

あらゆる機会を通して、子どもたちの健全育成を図るとともに、相談機能を一層充実させ、子どもたちの安全・安心を確保します。

4 いじめ問題への理解

いじめは絶対に許されない行為であること、いじめを認識しながら放置することはいじめと同じ行為であることなど、子どもたちのいじめ問題への理解を深めます。

5 明るく楽しい学校生活の実現

子どもたちが、いじめ問題を自らの問題であると受け止め、いじめ問題の解決に向けて、主体的に考え、行動できる力を育むとともに、心の通う人間関係を築き、明るく楽しい学校生活を実現できるように支援します。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、「子どもの人権」に関わる重大な問題であり、全ての児童・生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童・生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に、いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)以下同じ
(定義)

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、被害を受けた児童・生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、加害行為を行った児童・生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童・生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が、謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合や好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など、学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意することが必要である。ただし、厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちに学校いじめ対策組織へ情報共有しなければならない。

必要に応じて、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・遊びや活動の際、集団の中に入れない。
 - ・わざと会話をしない。
 - ・席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
 - ・遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品をたかられる
 - ・脅されてお金や品物を要求される。
 - ・筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・くつを隠される。
 - ・持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・机や壁等に誹謗中傷を書かれる。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
 - ・いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・SNSのグループからわざと外される。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

「いじめ防止対策推進法」

(いじめの禁止)

第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童・生徒

を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが求められる。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点や児童・生徒を取り巻く環境等にも着目し、関係機関との連携の中で解決する観点も必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。このことは、「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりと通ずるものである。

なお、学校として特に配慮が必要な以下の児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

- 発達障害を含む、障害のある児童・生徒
- 海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒
- 東日本大震災により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童・生徒
- 新型コロナウイルス感染症等に罹患した児童・生徒や家族の罹患により濃厚接触者となった児童・生徒

(2) いじめの早期発見

「いじめ防止対策推進法」

(いじめの早期発見の措置)

第16条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童・生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することなどである。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。さらに、例えば転入学やクラス替えなどの児童・生徒を取り巻く周囲の環境が大きく変わる場合には、ささいな変化に気付くことができるよう、より一層の注意が必要である。

いじめを認知する際の留意点として、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。この場合、微かなサインに気付くため、「武蔵野市共通アンケート」などの質問紙を活用するなど、児

童・生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行うことも有効である。

ただし、このことは、いじめを受けた児童・生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童・生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童・生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

「いじめ防止対策推進法」

(いじめに対する措置)

第 23 条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じることがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。これに関連して、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第 23 条第 1 項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））】

「いじめ解消」定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが「解消している」状態」とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止ん

でいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童・生徒・加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童・生徒及び加害児童・生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(4) 教職員の資質の向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめの問題や「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった子どもに関わるための基本的な姿勢について正しい共通認識をもち、適切な対処が行われるよう、教職員研修等を通して、いじめの問題への対処の在り方等について、理解を深めておくことが必要である。また、特定の教職員のみで対応するのではなく、学校における組織的な対応を可能にする体制整備が必要である。

いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けては、教員一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、いじめ問題に関する各種研修(複数回)の機会の充実にも努め、教職員の気付き力を高めることが必要である。また、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家である市派遣相談員や都スクールカウンセラー・市スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を推進することが大切である。

なお、体罰は、法律上も禁止されている上、暴力を容認するものであり、児童・生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

(5) いじめの再発防止

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童・生徒及び加害児童・生徒を注意深く観察する必要がある。必要に応じて、市派遣相談員や都スクールカウンセラー等を活用し、児童・生徒の心のケアを図る。担任のみならず、学校におけるチームで日常的に注意深く観察する。

(6) 保護者の役割

いじめの問題の解決には、家庭が極めて重要な役割を担っている。家庭における保護者の深い愛情や精神的な支え、子どもとの信頼関係に基づく厳しき、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、子どもがいじめを行わないように、規範意識や豊かな情操を養うように努めなければならない。いじめられている子どもの中には、一見学校では何事もなかったように明るく装うものの、家に帰ると自分の気持ちを吐露しいじめられていることを家族に打ち明けたり、SOSサインを出したりすることがある。日頃から子どもが悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

(7) 地域や家庭、関係機関との連携

「いじめ防止対策推進法」

(保護者の責務等)

第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(関係機関等との連携等)

第17条

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

児童・生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で児童・生徒を見守り、学校関係者と地域、家庭とが連携していくことが必要である。

例えば、開かれた学校づくり協議会で、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

さらに、地域においては、子どもたちの些細な変化を察知したり、いつでも子どもたちの相談を受け止めたりすることができる大人がいる場所として、コミュニティセンターなどの子どもたちにとって身近な場所や環境を整えることが必要である。

また、いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った児童・生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携が求められる。

いじめの問題への対応において、学校が、いじめる児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携し、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童・生徒へ適切に周知するなど、連携した取組を行うことが必要である。

相談窓口として、下記のような機関があります。

- 武蔵野市教育支援センター
⇒ 0422-60-1922 (月～金 9:00～17:00)
- こどものネット・ケータイのトラブル相談 こたエール
⇒ 0120-178-302
- 東京都いじめ相談ホットライン (24時間受付)
⇒ 0120-53-8288
- 24時間子供SOSダイヤル
⇒ 0120-0-78310
- 相談ほっとLINE@東京 (東京都教育委員会) ⇒
対 象：都内国公私立中・高生
相談時間：午後5時から午後10時



第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) 市いじめ問題関係者連絡会の設置

ア 設置の趣旨

市は、法第 14 条第 1 項に基づき、本市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「市いじめ問題関係者連絡会」を設置する。

イ 構成員（18 人以内）

構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、警察、PTA など、必要と認められる機関及び団体の代表者で構成する。

(2) 市いじめ問題対策委員会の設置

ア 設置の趣旨

市は、法第 14 条第 3 項に基づき、いじめ防止等のための対策の実効的な推進を図るため、「市いじめ問題対策委員会」を設置する。また、市立学校において、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態又は当該重大事態と同種の事態が発生した場合には、教育委員会からの要請に基づき、同項に規定する組織として調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

イ 構成員（10 人以内）

構成員は、弁護士等の法律関係者、学識経験者、学校、臨床心理士、社会福祉士、PTA、民生児童委員、人権擁護委員など、必要と認められる機関及び団体の代表者で構成する。

本機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、中立性・公平性が確保されるよう努める。

(3) 市教育委員会として実施する施策

ア いじめの未然防止のための措置

児童・生徒の豊かな情操と道徳心や人権尊重の精神を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実に努める。

いじめの問題を他人ごととせず、常に子どもたちが意識していくことができるよう、定期的に、各学校で作成したいじめ防止の標語等を集約し、「子どもたちの願い」として「武蔵野市いじめ防止基本方針」に併記したポスターを作成・配付する。

また、豊かな心を育成する生徒指導の視点から、いじめを抑止するための予防的な取組として、児童会・生徒会活動や、あいさつ運動、ボランティア活動など、いじめの防止に資する観点から当該学校に在籍する児童・生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。また、当該学校に在籍する児童・生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発をはじめ、その他必要な措置を講ずる。

9 月を「いじめ防止推進月間」と設定し、児童・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を推進させるとともに、いじめの実態把握等について、各学校の取組状況を確認する。

児童・生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話、創作・表現活動を取り入れた教育活動を推進し、各学校における児童・生徒が達成感や充実感を味わう分かる授業の充実のための必要な措置を講ずる。

イ いじめの早期発見の措置

市共通の武蔵野市共通アンケートを用いて、全ての児童・生徒を対象に、「いじめの問題に関する実態調査」を実施し、軽微と思われることでも積極的に把握する。いじめの早期発見における措置について学校の取組状況を把握する。

学校を休む児童・生徒の多面的な見取りや支援のために、正課及び課外活動（部活動含む）等における欠席の把握や保護者との情報共有が進むよう取組を促す。

ウ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備及び周知

- ・ 市教育支援センターにおける相談
- ・ 市派遣相談員や都スクールカウンセラー、市スクールソーシャルワーカー等の活用
- ・ これらの相談体制を活用して、教職員がいじめの防止等に関する対応等を相談することができることについて周知
- ・ 家庭用啓発資料配布

エ いじめに関する教職員研修の充実

- ・ 東京都教育委員会が実施する研修の受講
- ・ 市派遣相談員や都スクールカウンセラー、市スクールソーシャルワーカー等の活用
- ・ 人権教育研修資料「人権教育プログラム（東京都教育委員会）」を活用した校内研修の充実
- ・ いじめ問題に関する校内研修会の複数回実施の推進

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 児童・生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育の充実
- ・ 問題のある書き込みや画像等の検索・監視
- ・ ネットトラブルやSNS利用に詳しい方や企業と協働し、教員と共に行う授業の実施
- ・ ネットいじめ対策啓発資料の配布

カ 関係機関等との連携等

- ・ 関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体との連携体制の整備
- ・ いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が同じ学校に在籍していない場合も踏まえた学校相互間の連携協力体制の整備（生活指導担当者会の開催等）

いじめの解決のために、必要に応じて、以下のような関係機関と連携を図る。

- | | |
|------------------|----------------|
| ・ 武蔵野警察署 | ・ 立川少年センター |
| ・ 杉並児童相談所 | ・ 東京都教育相談センター |
| ・ 市教育支援センター | ・ 市子ども家庭支援センター |
| ・ 民生委員、主任児童委員 など | |

キ 保護者の責務等を踏まえた啓発活動や家庭への支援

- ・ 保護者への啓発資料の配布
- ・ 各種広報誌への記事掲載
- ・ 市派遣相談員や都スクールカウンセラー、市スクールソーシャルワーカー等の協働

ク 学校評価への指導

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童・生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の課題を隠さず、迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、その実態把握や対応が促され、児童・生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、学校に対する必要な指導を行う。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、

早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

(1) 市立学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」
(学校いじめ防止基本方針)

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

ア 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針を定め、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む体制を確立し、教育委員会とも適切に連携して、学校の实情に応じた対策を推進することが必要である。

イ 学校いじめ防止基本方針の内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

ウ 学校いじめ防止基本方針策定上の留意点

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の实情に即して機能しているかを既存の生徒指導部会等で確認したり、法第22条の組織を中心に定期的に点検したりし、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、家庭や地域等に配慮した学校いじめ防止基本方針となるようにすることとし、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくことができるように配慮する。また、児童・生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、いじめの防止等について、児童・生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童・生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行うものとする。

(2) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」
(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ア 組織設置の趣旨

いじめは、学校が組織的に対応することが必要であり、心理や福祉の専門家である市派遣相談員や都スクールカウンセラー・市スクールソーシャルワーカーの他、開かれた学校づくり協議会委員や民生委員などの関係者が参加する組織を設置する。

イ 役割

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・

修正の中核としての役割

各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

児童・生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要がある。

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

当該組織が、情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。

なお、ささいな兆候や懸念にもあたらないと思われることであっても児童・生徒にとって重大な意味をもつ場合もあるので留意する必要がある。集められた情報は、個々の児童・生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童・生徒へのアンケート調査や聞き取り調査などによる事実関係の把握、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(エ) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を推進する役割

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画を実践するとともに、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。また、アンケート等による学校評価を活用するなどして、学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うことが必要である。(PDCAサイクルの実行を含む。)

ウ 組織の構成員

組織を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家である市派遣相談員や都スクールカウンセラー・市スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながらチームとして対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。

(3) 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

- 児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 学校は児童・生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
 - ・ 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、体験活動等の充実
 - ・ 命の大切さを実感できる教育や様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教

育（SOS の出し方に関する教育）の実施

- ・ 学級会活動や児童・生徒会活動など特別活動における話し合い活動の充実、あいさつ運動、ボランティア活動の充実
- ・ 東京都教育委員会が作成したいじめ等防止のスマートフォン用アプリ・情報サイト「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」等の活用
- ・ 「いじめをするな」の教育から「〇〇しよう」の教育にするために「傍観するな」という指導ではなく、「いじめに遭遇したら、〇〇しよう」という具体的な行動を示した指導の推進
- ・ 児童・生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の推進
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり

イ 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあることから、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。
- 日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ・ 相談体制の整備と相談しやすい雰囲気の醸成
 - ・ 定期的な教育相談の実施
 - ・ 武蔵野市共通アンケートを活用した定期的なアンケート調査の実施（6月、11月、2月）やアセスメントへの活用
 - ・ 教職員間の連携や家庭、地域との連携による情報交換、情報共有の推進

ウ 早期対応

- いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、特定の教職員で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校において組織的に対応する。
- 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得るということを認識する。
- 被害児童・生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応の在り方について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
 - ・ いじめの事実関係の把握
 - ・ いじめを受けた児童・生徒の安全確保及び支援体制の整備
 - ・ いじめを行った児童・生徒への指導及び支援体制の整備
 - ・ 対応の在り方及び指導方針に関する教職員間の共通理解
 - ・ 関係する児童・生徒の保護者への適切な情報提供
 - ・ 保護者や関係機関との連携
 - ・ 周りではやしたてる児童・生徒、見て見ぬふりをする児童・生徒への対応

エ いじめに関する教職員研修の充実

東京都教育委員会が作成した「いじめ総合対策（第2次）」を活用した研修や事例研究を実施する等、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、年に複数回の校内研修を位置づけ、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

オ 組織的な指導体制の確立

いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行うことが重要である。

学校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応する。

カ 家庭や地域との連携の強化

- いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童・生徒の保護者といじめを行った児童・生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。
- いじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
 - ・ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
 - ・ いじめに係る相談を行うことができる体制の整備
 - ・ いじめの事実があると思われた場合、関係する児童・生徒の保護者への適切な情報提供
 - ・ いじめを受けた児童・生徒の生命及び心身を保護するとともに、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援（必要に応じ、被害児童・生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアの実施）
 - ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導やその児童・生徒が抱える問題などに目を向けた安心・安全で健全な人格の発達への配慮とその保護者に対する助言

キ その他

(ア) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、教員向けの指導用資料やチェックリストなどを通じ、いじめの防止等の取組の充実を図る。

(イ) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童・生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、その実態把握や対応が促され、児童・生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケートの実施、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるようにする。

また、いじめの問題を取り扱うに当たっても、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童・生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題の共有化、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を観点として評価するようにする。

3 重大事態への対処

(1) 市教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味

本市では、次の2点をいじめ問題の重大事態として捉える。

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

(法第28条第1項第1号に係る事態)

- ・ 児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

〈重大事態と扱われた事例〉

これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、30日未満であっても、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

※ 上記に示した事例も参考に、「重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断する必要がある。

なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する必要がある。

※ 児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ 児童・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(イ) 重大事態の報告

学校は、重大事態を認知した場合、直ちに市教育委員会へ発生の報告を行う。市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(ウ) 調査の主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断する。

なお、学校が主体となって調査を行う場合、市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織

学校が組織した「いじめの防止等の対策のための組織」と市教育委員会が設置する「市いじめ問題対策委員会」が連携して調査を行う。

構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- a いじめられた児童・生徒からの聴き取りが可能な場合
- ・ いじめられた児童・生徒から十分に聴き取り、その意向を確認しながら、必要な対応を行う。
 - ・ 在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童・生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
 - ・ いじめた児童・生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
 - ・ いじめられた児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援するとともに、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。
- b いじめられた児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合
(いじめられた児童・生徒が入院又は死亡した場合)
- ・ いじめられた児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

○ 自殺の背景調査における留意事項

児童・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童・生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取する。なお、児童・生徒の自殺に直面した遺族の心情は、時間と経過とともに揺れ動くことも多いため、定期的なかかわりの中で心情の変化にもしっかりと寄り添う必要がある。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童・生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道へ

の提言を参考にする。

(カ) その他留意事項

法第 23 条第 2 項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童・生徒が深く傷つき、学校全体の児童・生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられる。学校の設置者及び学校は、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) 適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果の報告先は、下記のとおりとする。

・ 市立学校→市教育委員会→市長

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

ウ 調査結果を踏まえた対応

被害児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童・生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。また、被害児童・生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援を行う必要がある。その際、必要に応じて、市派遣相談員や都スクールカウンセラー・市スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

加害児童・生徒に対しては、保護者の協力を得つつ、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童・生徒への謝罪の気持ちを醸成させる必要がある。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

(ア) 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。

(イ) 再調査は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によることとする。

(ウ) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

市立学校について再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて適切に設定し、個人のプライバシーに対して必

要な配慮を確保する。

第3 その他

また、市は、法の施行状況、国や東京都の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針（具体的方策）の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。